

2025 年 9 月 1 日
北陸ガス株式会社

2025 年 10 月 1 日以降の一般ガス供給約款等の変更について

日頃は北陸ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025 年 10 月 1 日より、一般ガス供給約款等について、以下のとおり変更いたします。

1. 一般ガス供給約款の主な変更点

項目	区分	変更内容	対象約款		
			新潟地区等※	柏崎地区	小千谷地区
承諾の義務	変更	ガス使用の申込に対する承諾不可の条件を、「当社との他のガス使用契約の未払い」から「当社との他の契約の未払い」に変更	○	○	○
供給停止	変更	ガスの供給停止の条件を、「当社との他のガス使用契約の未払い」から「当社との他の契約の未払い」に変更	○	○	○
	追加	供給停止の条件に以下を追加 ➤ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合 ➤ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合 ➤ 支払停止の状態に陥った場合 ➤ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合 ➤ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合	○	○	－ (反映済)
供給停止の解除	変更	ガスの供給停止の解除の条件として、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日を経過したすべての料金等の支払が必要となるが、その料金等の種別を「当社との他のガス使用契約の料金等」から「当社との他の契約の料金等」に変更	○	○	○
ガス工事	削除	ガス工事の詳細は、託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に定められていることから、 <u>ガス工事に係る条文を削除</u> し、「ガス工事は託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に基づく」旨を記載	○	○	－ (反映済)
・ 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性 ・ 別表第 1 適用地域、第 6 料金表	追加	見附地区の一般ガス供給約款を新潟地区等※に統合することに伴い、地区表記を「長岡、三条、栃尾、 <u>見附地区</u> 」に変更	○	－	－

※ 新潟地区、長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区、川口地区

2. 選択約款の変更点

- 一般ガス供給約款のガス工事、地区表記の変更等を踏まえ、各選択約款も変更いたします。
- 詳細は弊社ホームページをご確認ください。

3. 一般ガス供給約款の新旧対照表

別紙のとおり

4. 変更後の一般ガス供給約款

- [一般ガス供給約款 __2025 年 10 月 1 日実施](#)
- [一般ガス供給約款（柏崎地区）__2025 年 10 月 1 日実施](#)
- [一般ガス供給約款（小千谷地区）__2025 年 10 月 1 日実施](#)

5. 本件に関するお問い合わせ先

北陸ガスお客さまセンター 0570-025-880【ナビダイヤル*】

<受付時間> 平日 8:30~19:00、土曜 8:30~17:10

<休業日> 日曜、祝日、年末年始 [12/30~1/3]

*ナビダイヤルをご利用になれない場合は、025-229-1104 までおかけください。

以上

<別紙：一般ガス供給約款の新旧対照表>

① 一般ガス供給約款

変更前	変更後
7.承諾の義務 (4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を<u>それぞれのガス使用契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。	7.承諾の義務 (4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を<u>それぞれの契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
10.ガス使用契約の解約 (3) 当社は、7（3）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。 (4) 当社は、39（1）の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。	10.ガス使用契約の解約 (3) 当社からの解約 お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、ガス使用契約を解約することがあります。なお、②の場合には、解約を予告する日と解約する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて、お客さまに少なくとも 2 回予告いたします。 ① 7（3）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難であり、その旨を文書でお客さまに通知した場合 ② 32（1）①、②、③、④、⑤及び⑥の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合 <u>③ 32（1）⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の規定によってガスの供給を停止した場合</u>

変更前	変更後
Ⅲ.ガス工事 <u>ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に基づき、当社（導管部門）が以下のように取り扱います。</u> 12-1.ガス工事の申し込み 12-2.契約の成立及び変更 12-3.ガス工事の承諾義務 12-4.ガス工事の設計見積もり等 13.ガス工事の実施 14-1.内管工事に伴う費用の負担 14-2.本支管及び整圧器の新設・入替に伴う費用の負担 15.工事費の申し受け及び精算 16.ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等 17.不可抗力による損害 18.担保責任	Ⅲ.ガス工事 <u>ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に基づき、取り扱います。</u> <u>左記の条文を削除し、以下 7 条ずつ繰り上げ</u>
25.料金の算定及び申し受け － 料金の算定方法 － （1）当社は、別表第 6 の料金表を適用して、22 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、34、別表第 6、別表第 7 及び別表第 8 においても同様とします。）を算定いたします。ただし、<u>12-1（6）④</u>の規定により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、料金を算定いたします。（（4）及び（5）の場合も同様といたします。）	18.料金の算定及び申し受け － 料金の算定方法 － （1）当社は、別表第 4 の料金表を適用して、15 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、27、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 においても同様とします。）を算定いたします。ただし、<u>当社（導管部門）が定めるガス工事約款</u>の規定により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、料金を算定いたします。（（4）及び（5）の場合も同様といたします。）

変更前	変更後
26.単位料金の調整 (1) ②43 メガジュール地区 (<u>長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区</u>)	19.単位料金の調整 (1) ②43 メガジュール地区 (<u>長岡、三条、栃尾、見附地区</u>)
37.供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性 (2) ②43 メガジュール地区 (<u>長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区</u>)	30.供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性 (2) ②43 メガジュール地区 (<u>長岡、三条、栃尾、見附地区</u>)
39.供給停止 (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ① 支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合 ② 当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 47 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合 <u>⑥ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</u>	32.供給停止 (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ① 支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合 ② 当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 40 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合 <u>⑥ お客さまがこの供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</u> <u>⑦ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合</u> <u>⑧ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合</u> <u>⑨ 支払停止の状態に陥った場合</u> <u>⑩ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合</u> <u>⑪ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</u>

変更前	変更後
40.供給停止の解除 (1) ②39 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息で<u>それぞれのガス使用契約</u>で定める支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）が経過したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合	33.供給停止の解除 (1) ②32 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息で<u>それぞれの契約</u>で定める支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）が経過したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合
付則 1.この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2024 年 10 月 1 日</u>から実施します。 当社は、<u>2024 年 10 月 1 日</u>以降に支払義務が発生するものについては、この供給約款 25 (1) に基づき料金を算定いたします。	付則 1.この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>から実施します。 当社は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>以降に支払義務が発生するものについては、この供給約款 18 (1) に基づき料金を算定いたします。
(別表第 1) この供給約款の適用地域 43 メガジュール地区 (<u>長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区</u>)	(別表第 1) この供給約款の適用地域 43 メガジュール地区 (<u>長岡、三条、栃尾、見附地区</u>)
(別表第 2) 本支管工事費の当社（導管部門）の負担額 (別表第 3) 本支管及び整圧器	<u>左記の項目を削除し、以下 2 項目ずつ繰り上げ</u>
(別表第 6) 適用する料金表 1.適用区分 (2) 43 メガジュール地区 (<u>長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区</u>)	(別表第 4) 適用する料金表 1.適用区分 (2) 43 メガジュール地区 (<u>長岡、三条、栃尾、見附地区</u>)

② 一般ガス供給約款（柏崎地区）

変更前	変更後
7.承諾の義務 （４）当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を<u>それぞれのガス使用契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。	7.承諾の義務 （４）当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を<u>それぞれの契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
10.ガス使用契約の解約 （３）当社は、７（３）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。 （４）当社は、39（１）の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。	10.ガス使用契約の解約 （３）当社からの解約 お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、ガス使用契約を解約することがあります。なお、②の場合には、解約を予告する日と解約する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて、お客さまに少なくとも 2 回予告いたします。 ① ７（３）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難であり、その旨を文書でお客さまに通知した場合 ② 32（１）①、②、③、④、⑤及び⑥の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合 ③ <u>32（１）⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の規定によってガスの供給を停止した場合</u>

変更前	変更後
Ⅲ.ガス工事 <u>ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に基づき、当社（導管部門）が以下のように取り扱います。</u> 12-1.ガス工事の申し込み 12-2.契約の成立及び変更 12-3.ガス工事の承諾義務 12-4.ガス工事の設計見積もり等 13.ガス工事の実施 14-1.内管工事に伴う費用の負担 14-2.本支管及び整圧器の新設・入替に伴う費用の負担 15.工事費の申し受け及び精算 16.ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等 17.不可抗力による損害 18.担保責任	Ⅲ.ガス工事 <u>ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に基づき、取り扱います。</u> <u>左記の条文を削除し、以下 7 条ずつ繰り上げ</u>
25.料金の算定及び申し受け － 料金の算定方法 － （１）当社は、別表第 6 の料金表を適用して、22 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、34、別表第 6、別表第 7 及び別表第 8 においても同様とします。）を算定いたします。ただし、<u>12-1（6）④</u>の規定により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、料金を算定いたします。（（４）及び（５）の場合も同様といたします。）	18.料金の算定及び申し受け － 料金の算定方法 － （１）当社は、別表第 4 の料金表を適用して、15 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、27、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 においても同様とします。）を算定いたします。ただし、<u>当社（導管部門）が定めるガス工事約款</u>の規定により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、料金を算定いたします。（（４）及び（５）の場合も同様といたします。）

変更前	変更後
39.供給停止 (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ① 支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（休日）の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合 ② 当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 47 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合 <u>⑥ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</u>	32.供給停止 (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ① 支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（休日）の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合 ② 当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 40 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合 <u>⑥ お客さまがこの供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</u> <u>⑦ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合</u> <u>⑧ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合</u> <u>⑨ 支払停止の状態に陥った場合</u> <u>⑩ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合</u> <u>⑪ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</u>

変更前	変更後
40.供給停止の解除 (1) ②39 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息で<u>それぞれのガス使用契約</u>で定める支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）が経過したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合	33.供給停止の解除 (1) ②32 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息で<u>それぞれの契約</u>で定める支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）が経過したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合
付則 1.この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2024 年 10 月 1 日</u>から実施します。 当社は、<u>2024 年 10 月 1 日</u>以降に支払義務が発生するものについては、この供給約款 25 (1) に基づき料金を算定いたします。	付則 1.この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>から実施します。 当社は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>以降に支払義務が発生するものについては、この供給約款 18 (1) に基づき料金を算定いたします。
(別表第 2) 本支管工事費の当社（導管部門）の負担額 (別表第 3) 本支管及び整圧器	<u>左記の項目を削除し、以下 2 項目ずつ繰り上げ</u>

③ 一般ガス供給約款（小千谷地区）

変更前	変更後
7.承諾の義務 （４）当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を<u>それぞれのガス使用契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。	7.承諾の義務 （４）当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を<u>それぞれの契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
32.供給停止 （１）当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ① 支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合 ② 当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 40 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合 ⑥ お客さまがこの供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合 ⑦ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合 ⑧ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合 ⑨ 支払停止の状態に陥った場合 ⑩ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合 ⑪ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合	32.供給停止 （１）当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ① 支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合 ② 当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 40 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合 ⑥ お客さまがこの供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合 ⑦ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合 ⑧ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合 ⑨ 支払停止の状態に陥った場合 ⑩ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合 ⑪ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合

変更前	変更後
33.供給停止の解除 (1) ②32 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息で<u>それぞれのガス使用契約</u>で定める支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）が経過したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合	33.供給停止の解除 (1) ②32 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息で<u>それぞれの契約</u>で定める支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）が経過したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合
付則 1.この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2025 年 4 月 1 日</u>から実施します。	付則 1.この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>から実施します。 当社は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>以降に支払義務が発生するものについては、この供給約款 18 (1) に基づき料金を算定いたします。